

令和5年10月27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

結核に係る定期健康診断の実施及び報告書提出の周知について

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」とその施行令において、学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の施設長は、施設の業務に従事する者に対し、結核定期健康診断を行うことと、保健所への報告が義務付けられています。

同報告書の提出率は、改善が求められる状況にあります。こうしたことから、本会といたしましては貴会にも状況等をご理解いただき、会員医療機関へご周知賜りたく存じますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

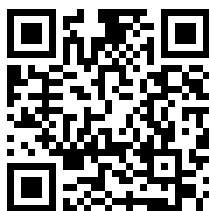
報告書の提出は、①管轄の保健所へFAX送信で可、②定期健康診断実施後、翌月10日までに提出することとなっていますが、期日後の提出でも受け付けることを確認しておりますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

なお、本内容については、本会ホームページ「医師・医療関係者のみなさまへ」で常時掲載しておりますことを申し添えます。

【大阪府医師会ホームページ（様式のダウンロードが可能です）】

(Google等の検索エンジンで「大阪府医師会 結核に係る定期健康診断」でもアプローチ可)
報告書作成・提出に関するご不明な点等は所管保健所までご連絡をお願いいたします。

<https://www.osaka.med.or.jp/medicals/detail?id=85>



大阪府医師会地域医療1課
TEL:06-6763-7012

結核に係る定期健康診断実施報告書の提出方法について

1 報告様式

「結核に係る定期健康診断実施報告書（医療機関用）」

※別添のとおり。記入要領、記入例を参考にご記入ください。

※電子申請による報告受付けを行っている保健所もあります。

2 入手方法

- ・大阪府医師会ホームページからダウンロード

※「医師・医療関係者のみなさまへ」→「医療関係者向け」に記載

<https://www.osaka.med.or.jp/medicals/detail?id=85>

- ・各保健所窓口

- ・大阪府、政令市及び中核市のホームページからダウンロード

※各サイト内を「結核 定期健康診断実施報告書」のキーワードで検索

3 健康診断内容

胸部X－P検査（間接撮影または直接撮影）

※年1回の健康診断が必要（他の健康診断を受診したものは、その健康診断の結果で可）

4 対象者

医療機関で従事する者（職種及び常勤・非常勤を問わない）

5 提出先

所在地を管轄する保健所

※持参・FAX・郵送いずれにても可

※電子申請による受付けを行っている保健所もあります。

6 報告期間及び提出時期

報告期間は年度単位（毎年4月～翌年3月末までの期間に実施した健診）

提出時期は原則、健診を実施した翌月の10日まで

※本報告の提出は法的に義務付けられているため、期限を経過しても必ず提出することが必要

7 その他

記載方法等の問い合わせについては、医療機関を管轄する保健所にお問い合わせください。

結核に係る定期健康診断実施報告書

大阪府知事・

市長 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

報告年月日	年 月 日 (年度分)	実施年月	年 月
実施義務者の名称 (代表者名)	連絡先	担当者	
		電 話	
実施義務者の所在地			

		①医療機関	②介護老人保健施設	③社会福祉施設		④学校		⑤刑事施設
		職員	職員	職員	入所者 (65歳以上)	職員	学生 (入学時)	収容者
対 象 者 数 A								
初回胸部エックス線撮影者数 B								
内	間 接 撮 影 者 数							
訳	直 接 撮 影 者 数(CR含む)							
要 精 密 検 査 者 数								
精 密 検 査 者 数								
内	直 接 撮 影 者 数(CT含む)							
訳	かくだん検査者数							
被発見者数	結 核 患 者							
	結核発病のおそれがあると診断された者							
未 受 診 者 数(A-B)								
内	退職・休職							
	退学・休学							
	妊娠等							
	受診勧奨中							
	その他※ (理由と人数記載)							

※理由は備考内記載可

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施設区分	実施義務者	対 象 者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校 等	事業所の長	「職員」	
④ 大学(短期大学含む)・高等学校・ 高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

備考

保健所受付欄

記入例

結核に係る定期健康診断実施報告書

大阪府知事・

市長 様

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

報告年月日	令和 3 年 5 月 10 日(令和 3 年度分)	実施年月	令和3年4月	
実施義務者の名称	医療法人〇〇会 医師会 医院 (代表者名) 理事長 医師会 太郎	連絡先	担当者	医師会 次郎
			電話	×× (××××)××××
実施義務者の所在地	大阪府△△市□□町◇-◇-◇			

	①医療機関		②介護老人保健施設		③社会福祉施設		④学校		⑤刑事施設	
	職員		職員		職員	入所者 (65歳以上)	職員	学生 (入学時)	収容者	
対象者数 A	5									
初回胸部エックス線撮影者数 B	4									
内訳	間接撮影者数									
	直接撮影者数(CR含む)		4							
要精密検査者数	1									
精密検査者数	1									
内訳 (再掲)	直接撮影者数(CT含む)		1							
	かくたん検査者数		0							
被発見者数	結核患者		0							
	結核発病のおそれがあると診断された者		0							
未受診者数(A-B)	1									
内訳 (再掲)	退職・休職									
	退学・休学									
	妊娠等		1							
	受診勧奨中									
その他※ (理由と人数記載)										

※理由は備考内記載可

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施設区分	実施義務者	対象者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校 等	事業所の長	「職員」	
④ 大学(短期大学含む)・高等学校・ 高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

備考

保健所受付欄

○本報告は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5の規定により実施した翌月の10日までに、保健所を経由して知事(保健所設置市の場合は市長)に提出すること。